

北海道高等学校 PTA 連合会災害補償制度規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道高等学校 PTA 連合会（以下「本会」という。）会則第30条の定めに基づき、会則第3条第1項第4号に定める事業として、本会の単位 PTA 会員の子弟（以下「本人」という。）が「学校の管理下」で災害に遭遇したときの補償を行うことを目的とした制度（以下「補償制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程で次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学校の管理下」とは、本人が通学する高等学校の施設内にいる間（学校で実施する休日・土・日曜日等）講習、各種検定等の災害を含む。）、および高等学校の職員が引率する施設外の行事（遠足、研修、部活動における対外試合、合宿等をいう。以下「学校の行事」という。）に参加している間をいう。また、本人が住居と高等学校の施設（学校の行事の開催場所およびその所定の集合・解散の場所を含む。）とを通常の経路で往復している間を「学校の管理下」という。
- (2) 「傷害」とは急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- (3) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病、熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
- (4) 「本人」とは、本会の単位 PTA の所属する高等学校の在籍者名簿に記載されている生徒をいう。

(補 償)

第3条 本人が、前条第1項第1号に定める「学校の管理下」で、同項第2号に定める傷害または同第3号に定める疾病（以下「傷病」という。）を被った場合に、次の補償を行う。

- ①災害死亡補償
- ②後遺障害補償
- ③療養補償

(制度への加入および適用の範囲)

第4条 この補償制度への加入は、単位 PTA の会員（保護者会員）の全員とし、第2条第1項第4号に定める本人に適用する。

(傷病等に関する補償)

第5条 この規程による傷病等における補償の内容については、これを別に定めるものとする。

(補償の契約)

第6条 第3条に定める補償は本会が契約者となり、エース損害保険株式会社との間で保険契約を締結しこれを行なうものとする。

(災害補償制度運営委員会)

第7条 この規程及び別に定める給付規程等の運営に関し、災害補償制度運営委員会を設置し事業の推進をする。委員会に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会長は北海道高等学校 PTA 連合会災害補償制度に関する必要な定めを行う場合は、会則第30条第2項の定めにもとづきこの規程を改正することができる。

附 則（平成18年11月17日議決）

- 1 この規程は、平成18年11月17日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日以降に発生した災害から適用する。

附 則（平成20年2月14日議決）

- 1 この規程は、平成20年2月14日一部改正し、平成20年4月1日から施行する。